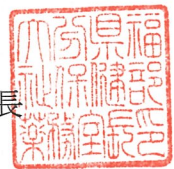


薬務第315号
保総第1237号
平成29年6月30日

(公社)大分県薬剤師会長
(公社)大分県医薬品登録販売者協会長 } 殿

大分県福祉保健部薬務室長



大分市保健所長



登録販売者の外部研修の受講について（通知）

薬務行政の推進については、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について、別添写しのとおり薬局開設者及び店舗販売業者に通知しましたので、お知らせします。

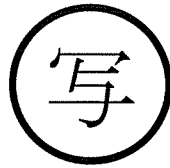
つきましては、貴職からも会員に対して、一般用医薬品の情報提供及びその他の業務を適正に実施するため、一般用医薬品の販売に従事する登録販売者全員が毎年外部研修を受講するよう周知をお願いします。



(担当)【大分市外】大分県福祉保健部薬務室：小池（電話：097-506-2650）

【大分市内】大分市保健所保健総務課医務薬事担当班：中山（電話：097-536-2554）

(公印省略)



薬務第315号
保総第1237号
平成29年6月29日

各薬局開設者 }
各店舗販売業者 } 殿

大分県福祉保健部薬務室長
大分市保健所長

登録販売者の外部研修の受講について（通知）

薬務行政の推進については、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）が従事する登録販売者に対して行う研修については、一般用医薬品販売業者等が自ら登録販売者に対し行う研修（内部研修）に加え、外部の研修実施機関が行う研修（外部研修）を受講させることが適当（必要）です*。

つきましては、貴店舗等において一般用医薬品の販売に従事する登録販売者全員に、毎年外部研修機関の研修を受講させるようお願いします。

研修の実施状況について、保健所（保健部）職員が実施する薬事監視の際に、外部研修の受講記録（受講証）を確認しますので、各店舗等で監視員が閲覧できるようにしてください。

また、今後は毎年度末に、別添様式1により勤務する登録販売者の研修受講状況を各所轄保健所へ報告をお願いします。平成29年度外部研修受講状況報告書の提出方法については、平成30年3月頃に別途通知いたしますので、研修受講記録の保管等の準備をお願いします。

なお、大分県に届出のあった外部研修機関は下記のとおりですので、研修の詳細については各機関へ直接お問い合わせください。

※「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知及び平成26年8月19日付け薬食発0819第1号同省医薬食品局長通知）

記

【外部研修実施機関】

1 県内団体

研修実施機関	問い合わせ先(Tel)	ホームページ
公益社団法人大分県医薬品登録販売者協会	0979-64-6372	http://www.otk-m.com

2 県外団体

研修実施機関	問い合わせ先(Tel)	ホームページ
日本ドラッグチェーン会	03-3546-5800	http://kenshu.nidrug.co.jp/
株式会社 日本教育クリエイト	0120-55-8635	http://www.35189.jp/
一般社団法人日本医薬品登録販売者協会	045-470-6640	http://www.nittokyo.jp/
ネットパイロティング株式会社	03-3537-2171	http://www.npinc.jp/
特定非営利活動法人 Chankus フォーラム	042-351-6371	http://chankus.org

(担当)【大分市外】大分県福祉保健部薬務室：小池（電話：097-506-2650）

【大分市内】大分市保健所保健総務課医務薬事担当班：中山（電話：097-536-2554）

(様式1)

薬局、医薬品販売業等における登録販売者の外部研修受講状況報告書

平成 年 月 日

() 保健所(保健部)長 殿

(薬局、医薬品販売業者)

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、今年度の登録販売者の外部研修受講状況を報告します。

なお、未受講者については、速やかに受講させ、受講証等の写しを提出します。

記

店舗等の名称：

店舗等の所在地：

業 種 区 分：

許 可 番 号：

担当者氏名及び連絡先(電話番号)：

登録販売者の 氏 名	受講の 有 無	受講証等の 発行年月日	外部研修機関の 名 称	備 考 (未受講の場合は、その理由)

(注意)

- 外部研修は、毎年12時間以上の研修を受講させる必要があります。
※「登録販売者に対する研修の実施について」H24.3.26 厚生労働省医薬食品局総務課長通知
- 未受講の場合は、備考欄にその理由を記載してください。
- 報告の対象としている登録販売者は、薬局及び医薬品販売業者が一般用医薬品を販売するために雇用し、保健所へ販売従事届を提出している者です。それ以外の登録販売者資格を持つ者(事務員など)で、販売従事届を提出していない者については対象外とします。
- 報告書の提出は、郵送又はFAXでも可能です。